

○ 島根県市町村非常勤職員公務災害補償等の認定及び審査に関する条例

〔平成 3 年 8 月 1 日〕
〔 条 例 第 6 号 〕

改正 平成 6 年 3 月 3 日 条例第 5 号
平成 17 年 3 月 1 日 条例第 6 号
平成 19 年 2 月 16 日 条例第 1 号
平成 27 年 2 月 18 日 条例第 2 号
平成 31 年 2 月 15 日 条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）（以下「法」という。）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、島根県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の規約第 3 条第 5 号に掲げる事務を共同処理する市町村並びに事務の受託をした一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）の非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の認定及び不服申立ての審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 この条例で「職員」とは、組合市町村の議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）第 1 条に規定する職員を除く。）で、次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）に基づく船員保険の被保険者
- (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）の規定に基づく条例の適用を受ける者
- (4) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく条例の適用を受ける者
- (5) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づく条例の適用を受ける者

(通勤)

第 3 条 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は継続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第4条 職員に対する補償の責めは、組合市町村の職員の公務災害補償等に関する条例に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）とする。

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、速やかにその旨を組合市町村の長を経由して組合管理者（以下「管理者」という。）に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の通知を受けたときは、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきき、その意見を速やかに当該組合市町村の長を経由して実施機関に通知しなければならない。

(認定委員会)

第5条 組合に認定委員会を置く。

2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、知識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8 前各号に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査)

第6条 実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申し立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第7条 組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告・出頭等)

第8条 審査会は、実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査会が行う審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(罰則)

第9条 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提

出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、1万円以下の罰金に処する。
(規則への委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成3年6月1日から適用する。

附 則 (平成6年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島根県市町村非常勤職員公務災害補償等の認定及び審査に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。